

(身体障がい者本人が運転する場合)

←→ …対象範囲

級別		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
区分								
視覚障害		←			→			
聴覚障害			←	→				
平衡機能障害				←	→			
音声機能、言語機能又は 囁 しゃく機能障害				←	→	喉頭摘出に限る		
上肢不自由		←	→					
下肢不自由		←					→	(注)
体幹不自由		←		→		←	→	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	←	→					
	移動機能	←					→	
心臓機能障害		←	→	←	→			
じん臓機能障害		←	→	←	→			
呼吸器機能障害		←	→	←	→			
ぼうこう又は直腸の機能障害		←	→	←	→			
小腸機能障害		←	→	←	→			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		←		→				
肝臓機能障害		←		→				

(注)「下肢不自由7級」が2以上ある場合は「下肢不自由6級」とする。